

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和元年6月21日現在

機関番号：34310

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K03231

研究課題名(和文) デジタル化社会における民事訴訟周辺ベンダー育成のための法的環境整備に関する研究

研究課題名(英文) Legal environment for vendors engaged in civil lawsuit in digital society

研究代表者

林 昭一 (HAYASHI, Shoichi)

同志社大学・司法研究科・教授

研究者番号：80368480

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：近年、グローバル企業が、国際的な企業間紛争における民事訴訟に対処するために、膨大な電子的記録の保存、電子的記録情報への適正なアクセス、および、有効な証拠利用のために、リーガル・テクノロジー・カンパニーであるeDiscoveryベンダーの支援を受けるということが不可欠な現状にある。本研究では、eDiscoveryベンダーをはじめとする、電子的技術を提供する周辺ベンダーがわが国の民事訴訟手続に幅広く関与するための法的環境の整備の一環として、同ベンダーが所持する証拠の提出に関する法的・現代的課題の存在を明らかにし、その解決方法を示すなどの成果を得た。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、裁判所と当事者との電子的保存情報交換時の技術的な側面での手続支援、証拠調べ段階における情報の取捨選択、提出などの作業工程での当事者の補助者としての手続関与、さらには、高度に専門的・技術的なIT関連の企業間紛争において、当事者または弁護士の補助者として訴訟の開始、審判対象の選択、訴訟終了の判断などの訴訟管理の具体的な方策を助言するなどの役割が民事訴訟周辺ベンダーに期待されるとの成果を得た。これらの成果は、民事裁判IT化の本格実施が目指される今日、その現実的な担い手としての技術者の手続法上の役割を明確化することに資するものであり、民事訴訟法理論の基礎的研究としての意義が認められる。

研究成果の概要(英文)：These days, it is crucial for international companies to gain support from e-discovery vendors, - legal technology companies - in dealing with international civil disputes. E-discovery vendors assist international corporations in following ways: preservation of electronic records; proper access to electronically stored information; and effective use of electronic evidence. This research aims to consider potential legal reform that enables e-discovery vendors, and other relevant vendors offering electronic technology, to get involved in civil litigation in Japan. It has identified several legal issues related to the submission of electronic evidence that belongs to those vendors and has made proposals on how to tackle those issues.

研究分野：民事訴訟法

キーワード：eDiscovery 証言拒絶権 文書提出命令 証明妨害 訴えの取下げ

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 海外で事業を展開する日本企業は、当該国における競争法違反や、知的所有権の侵害を理由とした訴訟リスクに直面している。この訴訟リスクとは、巨額な賠償金の負担や事業展開への危険だけではなく、訴訟自体に内在する訴訟管理コストの肥大化をも意味する。すなわち、デジタル化社会においては、個々の情報の管理コストの低減がはかられた一方で、保存可能な情報量の増加に伴って、全体的な情報の「管理」コストの飛躍的な増大がもたらされた。このような情報のデジタル化の影響は、民事裁判にも波及しており、とりわけ証拠となる情報の管理コストと利用コストは、管理・運営方式の高度化、専門化、複雑化に伴って、増加の一途をたどるとされている。電子的保存情報の訴訟前開示手続(eDiscovery、2006年)を導入した米国の例に限らず、わが国においても、電子的保存情報の管理コストの増大を背景として、民事訴訟における電子的情報開示の効率化が強く叫ばれるようになってきた。そこで、従来型の企業情報の保護のみならず、管理・利用コストの低減も含めた訴訟リスク軽減を支援するリーガル・テクノロジー・カンパニーが、民事訴訟周辺ベンダーとして、近年、わが国においても設立されるに至っている。

(2) このように、民事訴訟周辺ベンダーの生成の要因は、主に、企業間紛争におけるデジタル化された情報の開示という側面、とりわけ英米法系諸国を中心としたeDiscovery対応という側面が色濃い。同手続では、事前の相手方との審理前交渉において膨大な関連情報の提出が求められることで、民事訴訟における利用のために当該情報の発見と、提出準備、そして、相手方(ないしは裁判所)との共有が求められ、そのための情報の「選択」と「加工」、そして「移動」の作業が、精確かつ迅速に執り行われる必要がある。その一方で、秘匿情報の保護、開示対象の選別、そして、電子データの証拠性の確保などの作業も控えており、これらの作業にあたり、訴訟当事者は、周辺ベンダーの技術協力を得て行うことが想定されている。これらの背景となる米国eDiscoveryの導入の経緯と制度の概要の紹介、そして、理論的課題の提示と検討は、多くの先行業績が伝えるところであり、報告者も「民事訴訟における電子的証拠方法の取り扱いに関する研究」(平成18年度～平成19年度科学研究費補助金・課題番号18730082)として、電子的証拠の維持・保存・提出、そして、不提出に対する訴訟法的効果に関する比較的手法による基礎的研究を行った。また、わが国における関連業界団体の手による成果として、主に関連技術の発展と普及を目指す立場から電子的保存情報の保全に関して、特定非営利活動法人IDFデジタル・フォレンジック研究会「技術」分科会WG作成『証拠保全ガイドライン 第2版』が公表されている。そして、この領域における先進的な話題を提供する米国においては、弁護士およびベンダーの不適切な電子的保存情報の管理による損害賠償事件を契機として、ベンダーの資格認証制度の導入が論じられている。このように、この領域における近時の法理論的研究は急速に進展しており、わが国においても、いっそうの法的基盤整備が求められていた。

2. 研究の目的

(1) 以上の先行研究の成果を踏まえて、本研究は、以下の二つの方向性において、民事訴訟周辺ベンダー育成のための法制度の整備を提案することを目的とする。

第一に、これまで述べたように、民事訴訟周辺ベンダーの訴訟手続への関与が模索されてきた背景には、グローバル企業間の紛争解決、とりわけ英米法系諸国における企業を相手とした場合の、同国特有の訴訟形態への対応が大きな課題として位置づけられてきたことがある。これに対して、訴訟に先駆けての両当事者のカンファレンスとして、双方の手持ち証拠を全面的に開示する訴訟前手続を予定していないわが国のほか、ドイツなどの大陸法系の諸国における議論は必ずしも活発とはいえなかった。そこで、比較法的検討の手法によって、英米法系諸国における周辺ベンダーの訴訟手続への関与の現状とそれを支える法制度の現状と法的課題、大陸法系におけるそれらの現状と課題を明らかにし、それぞれの法系において、あるいは、相互間において、たとえばベンダーが担う証拠収集・提出過程における証拠性の維持・確保などの課題克服のためにどのような理論的なアプローチが可能であるかを明らかにすることである。

(2) このような民事訴訟周辺ベンダーについては、主としてeDiscoveryという局面に限定した訴訟手続への関与のあり方が模索されてきたということが出来る。しかし、電子的保存情報を訴訟において利用するに際して、これらのベンダーが持つ技術やノウハウが生かされるのは、必ずしも当事者による訴訟準備活動と証拠提出の場面に限定されるものではない。そこで、第二の方向性として、これらの局面以外における訴訟手続への関与のあり方を模索するということである。その訴訟手続への関与のあり方としては、たとえば、訴訟代理人としてではなく、当事者の「助言機関」として、高度に技術的・専門的な訴訟における請求の定立に対するアドバイスを、膨大な電子的証拠の中から適切に取捨選択がなされていることの解説を行うなどの手続への関わり方、裁判所に専門的知見を提供する「補助者」としてカンファレンス形式で争点整理や証拠調べに参加し、または、和解や訴訟の取下げの場面に於いて終局的な紛争解決の見通しを説明するために関与するということも想定されよう。これらは、証拠方法としての鑑定人(民訴法151条1項5号、同2項、同212条)や調査嘱託の嘱託先(同186条)、そして、専門委員(同92条の2第1項)の役割と共通する面を有するが、仮にこれらの既存の制度の重要な給源としてベンダーを位置づけることが可能となるのであれば、そのためにこの団体が備えるべき技術水準ないし資格のあり方を検討することも求められよう。たとえば、恣意性が排除された精確で透明な技術を有しているか、その報酬や資本構成などの点で団体として中立性

が担保されているか、という訴訟関与資格の認証に必要な推奨事項(ガイドライン)を提供することへと、将来、展開していくことになる。

3. 研究の方法

上記の研究目的を達成するために、第一に、民事訴訟周辺ベンダーの生成と発展が著しい英米法系諸国における議論の動向および現状について、とりわけ民事訴訟手続におけるeDiscovery制度における現状と課題を精確に把握するため、同制度に関連する裁判例、研究論文をはじめとする各種のレポート等の調査・分析・検討を行った。その上で、そこで明らかにされた課題に対してどのような取り組みがなされているかにつき、ニューサウスウェールズ大学およびシドニー大学を調査地と定め、英米法系諸国の民事裁判手続のICT化、およびそれを支えるITシステム、またはシステム運用のためのベンダーの役割に関する実地調査を行った。

第二に、このような広範な電子的保存情報開示制度を持たないわが国を含めた大陸法系諸国の議論の状況について、昨今、急速に進展する民事裁判IT化に関する議論の動向も踏まえつつ、調査・分析・検討を行った。

そして、第三に、以上の分析・検討を踏まえて、法理論および実務に適合的な周辺ベンダーの手続関与のあり方を構築し、これらの一連の成果をもとに研究会を開催するなどして、その成果を踏まえて研究論文にまとめて公表した。

4. 研究成果

(1) 本研究の成果として、まず、英米法系諸国と大陸法系諸国の民事訴訟手続におけるeDiscoveryベンダーの手続関与に関連した裁判例、研究論文等の調査・分析をもとにした比較法的研究の成果として、「証人の黙秘義務とその免除の法理」(後掲論文(4)参照)を発表した。同論文は、証人が黙秘義務を負う場合において、訴訟の当事者であり秘密主体でもある者が証人の黙秘義務を免除しないことが証明妨害にあたり、その法的効果として当該当事者に不利に証明責任が転換されうるとの結論を示した。この結論は、民事訴訟周辺ベンダーが依頼人から取得した情報を職業の秘密として保存する場合の秘密情報の管理および開示のあり方を具体的に示すものであり、同ベンダーの訴訟支援活動に対する具体的な指針を示すものである。また、同じく、証拠調べ段階における民事訴訟周辺ベンダーの訴訟手続関与のための法整備に関連して、「文書の『所持』および『所持者』概念について」(後掲論文(3)参照)を発表した。同論文は、証拠となる文書の所持が争われる場面において、誰を相手方として措定し、文書の提出を命令するかという問題について、ある者が文書を占有するに至った外形的事実から現在の文書の所持を推認するという法的推論が可能であるという結論を示した。この結論は、民事訴訟周辺ベンダーが依頼人の電子的保存情報を取得するに至った場合に第三者として文書提出命令に応ずるか否かを判断するための具体的な指針を示すものである。これらの成果は、同ベンダーの訴訟手続関与のための法整備の一環として位置づけられるとともに、民事訴訟法の証拠法理論の基礎的研究としての意義が認められる。

(2) 次に、AIを駆使した金融商品取引をめぐる紛争において請求の定立が問題なる事例について、「論理的に両立しうる複数請求の予備的併合について」と題する研究発表を行った(後掲学会発表(1)参照)。この研究発表では、事実関係が錯綜する紛争で、請求間に順次づけが困難な事例における論理的に両立し得ない請求の予備的併合形態の選択の可能性を検討し、同併合形態を選択した場合の二重請求・二重執行の問題は、信義則の法理によって回避できるとの結論を示した。この結論は、高度に専門的・技術的なIT関連の企業間紛争において、民事訴訟周辺ベンダーが当事者または弁護士の補助者として訴訟の開始と審判対象の選択の局面において、企業の訴訟管理業務に対して具体的な方策を助言する際の指針となり得るものである。また、「訴えの取下げと再訴禁止効について」(後掲論文(1)参照)は、訴え取下げ後の再訴の可否を検討するものであるが、そこでの検討結果もまた、訴訟終了局面において再訴リスクを負うことについて、民事訴訟周辺ベンダーの助言の指針を提示しうるものである。

(3) さらに、民事裁判IT化によって当事者と裁判所との間の情報交換の電子化が促進されることが予定されている中、口頭弁論における当事者と裁判所との情報交換に関する既存の民事訴訟法のルールに関する基礎的考察として関連条文(民訴法158条と159条)の解説をし、そして、民事裁判IT化の柱として進められる裁判記録の電子化に関連して、裁判所の口頭弁論調書に関する従来のルールに関する基礎的考察の結果をまとめている(後掲図書(1)参照)。

(4) 以上の研究成果は、民事裁判IT化の本格実施が目指される今日において、その現実的な担い手としての技術者の手続法上の役割を明確化することに資するものであり、民事訴訟法理論の基礎的研究としての意義が認められる。そして、今後は、本研究において得られた成果のうち、とりわけ比較法的な考察結果などを、民事裁判のIT化が問題となる各局面において、反映させる取り組みへと展開することが期待されよう。

5. 主な発表論文等〔雑誌論文〕(計5件)

(1) 林 昭一「訴えの取下げと再訴禁止効について」
同志社法学第402号(2019年1月)53頁~88頁(査読無)

(2) 林 昭一「本訴請求債権が時効消滅したと判断されることを条件として、反訴請求に対し、

同債権を自働債権とする相殺の抗弁を提出することは、重複起訴禁止に触れないとされた事例」

平成 28 年度重要判例解説(有斐閣、2017 年 4 月)140 頁～141 頁 (査読無)

- (3)林 昭一「文書の『所持』および『所持者』概念について」
山本克己ほか編『民事手続法の現代的課題と理論的解明 徳田和幸先生古稀祝賀論文集』
(弘文堂、2017 年 2 月) 253 頁～269 頁 (査読無)
- (4)林 昭一「証人の黙秘義務とその免除の法理」
徳田和幸ほか編『民事手続法制の展開と手続原則 松本博之先生古稀祝賀論文集』
(弘文堂、2016 年 4 月) 397 頁～412 頁 (査読無)
- (5)林 昭一「窃取された文書の証拠能力」
高橋宏志ほか編・別冊ジュリスト(226 号)民事訴訟法判例百選 [第 5 版]
(有斐閣、2015 年 11 月)140 頁～141 頁 (査読無)

〔学会発表〕(計 3 件)

- (1)林 昭一「論理的に両立しうる複数請求の予備的併合について」
(日本民事訴訟法学会関西支部研究会、2019 年 4 月)
- (2)林 昭一「簡裁司法書士訴訟代理権の範囲について」
(日本司法書士連合会滋賀県支部研修会、2017 年 2 月)
- (3)林 昭一「文書の『所持』および『所持者』について」
(日本民事訴訟法学会関西支部研究会、2015 年 6 月)

〔図書〕(計 2 件)

- (1)加藤新太郎ほか編『新基本法コンメンタール民事訴訟法 1』(日本評論社、2018 年 10 月)
「口頭弁論(民訴法 158 条～160 条)」460 頁～464 頁〔林 昭一〕
- (2)加藤新太郎ほか編『新基本法コンメンタール民事訴訟法 2』(日本評論社、2017 年 10 月)
「抗告(民訴法 332 条～337 条)」332 頁～339 頁〔林 昭一〕

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。